

無人航空機の飛行に関する同意書

福 山 市 長 様

申請者 住 所

(団体名)

名 前

印

連絡先

()

－

※日中つながる連絡先を記載

飛行対象公園名		飛行時間帯	～
飛行範囲（面積）	(m ²)	機体種類・製造番号等	
飛行目的		機体重量	
飛行日	年 月 日	操縦者名	

無人航空機の飛行について、次の遵守事項に同意します。

【遵守事項】

1 無人航空機を安全に飛させるための規則に従うこと

機体が航空法上の「無人航空機」であり、航空法上の許可・承認を受けている場合
航空法上の規制や許可・承認の条件、および関連のガイドライン、マニュアル、審査要領等で規定されている内容に従って飛行させること
機体が航空法上の「無人航空機」の規制対象外である場合（模型航空機等）
事前に気象や機体（バッテリー等含む）の状況を確認し、危険と判断される場合は飛行しないこと
アルコール又は薬物の影響により、機体を正常に飛行させることができないおそれがある間は、飛行しないこと
風速5 m／s以上の突風が発生するなど、機体を安全に飛行させることができなくなるような事態が発生した場合には即時に飛行を中止すること
飛行に必要なない高調音を発したり、又は急降下させるなど、周囲の人に迷惑となるような方法で飛行しないこと
飛行させる高度は地表等から150m未満とすること
第三者の上空で飛行しないこと
飛行の時間帯は、日出から日没までとすること
目視（直接肉眼による）範囲内で機体とその周辺を常時監視できる範囲で飛行させること
機体と人または物件（建物、車両等）との間に十分な距離(30m以上)を保って飛行させること
機体に危険物を搭載しないこと
機体から物を投下しないこと
飛行時には操縦者とは別に補助者や監視員を配置すること

2 飛行機体で撮影をする場合、「『ドローン』による撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るガイドライン」（総務省）に従うなど、第三者のプライバシーや肖像権に十分配慮すること

3 無人航空機（飛行で撮影した画像等も含む）によって、本市あるいは第三者に被害や損害を与えた際には、速やかに本市に報告し、申請者及び操縦者が責任を持って対処すること